

2 会 監 第 278 号

令和 3 年 3 月 26 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 渡 部 啓 二

会津若松市監査委員 目 黒 章三郎

定期監査（後期）の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査（後期）を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 財務部（財政課、税務課、納税課及び公共施設管理課）
- (2) 総務部（総務課、人事課及び契約検査課）
- (3) 健康福祉部（地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、子ども家庭課、子ども保育課、国保年金課及び健康増進課）
- (4) 建設部（都市計画課、まちづくり整備課、開発管理課、道路課及び建築住宅課）
- (5) 固定資産評価審査委員会
- (6) 公平委員会

3 監査対象期間

令和元年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 上記(1)に関する工事
- (4) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第1 財務事務監査の着眼点」、「第2 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第3 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査によりさらなる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和2年10月23日から令和3年2月4日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和3年2月5日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、一部の事務事業については、下記のとおり改善等の必要を認める事項があったが、それ以外の監査の対象となった事務事業については、法令に適合し正確に行われており、その組織運営に取り組むなど、おおむね適正な事務処理がなされていた。また、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図らねたい。

○公用車の売却について（契約検査課）

契約検査課においては、インターネット公有財産売却システム（ヤフー官公庁オークション）により実施した北会津支所まちづくり推進課所管のボンネットバス（旧ピカリン号）の売却契約において、車両情報の誤りにより2回の契約解除とそれに係る輸送経費補償費の支出がなされた。

いずれの契約解除においても、契約を締結し、契約相手方へ車両を引き渡した後、契約相手方より入札時の車両情報と実態が異なる旨の申し出があり、入札時の車両情報に誤りがあったことが判明したものである。

これらの原因については、1回目が車両の所管課である北会津支所まちづくり推進課が契約検査課へ提出した車両確認事項について、契約検査課での確認もれによる走行距離の誤りであり、2回目については北会津支所まちづくり推進課での車両駆動方式の事実誤認によるものであった。

契約検査課においては、3回目の入札時点で、所管課が作成する車両確認事項の様式を改め、検証資料名及び確認内容を記載させることとした。また、所管課での担当者からグループリーダーまでの決裁欄を設けることにより、確認事項の正確性を確保するとともに、契約検査課において作成する車両情報については、再度所管課へフィードバックし確認することとしたところである。

当該車両は、3回目の入札において、契約が成立し売却に至った。しかしながら、同一車両において、2回の契約解除及びそれに係る輸送経費補償費の支出がなされるなど、市に損害を与えたことは遺憾であり、二度と同様の事案が発生しないよう留意すべきである。

また、契約検査課において3回目の入札時点において車両確認事項様式の変更など改善策は取られたものの、2回目の入札時点から速やかに対応すべきではなかったのかなどの反省も含め、今回の事例を分析し今後の再発防止に努められたい。

さらに、契約検査課においては、市長部局以外の所管における不用品の処分において、市の公有財産の有効活用といった観点からも公有財産売却の情報共有のあり方を含め、市としてどのような協力体制で実施すべきなのかについても併せて検討されたい。